

5. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ(非常勤・臨時的任用による講師等の方、今後それらの職に就く予定の方)

① 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務のある方

非常勤・臨時的任用であっても現職の講師等(2頁の枠囲み中の(2)①の職に該当する方)であれば、各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了する義務があります。

2.9頁をご覧ください、講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続を行ってください。

② 免許状更新講習の受講・修了義務はないが、各自の判断により免許状更新講習を受講することができる方

(ア) 教員等経験者

過去に校長(園長)、副校長(副園長)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭であった方で新たに講師等になることを希望する方

(イ) 新たに講師等として任用、雇用されることが見込まれる方

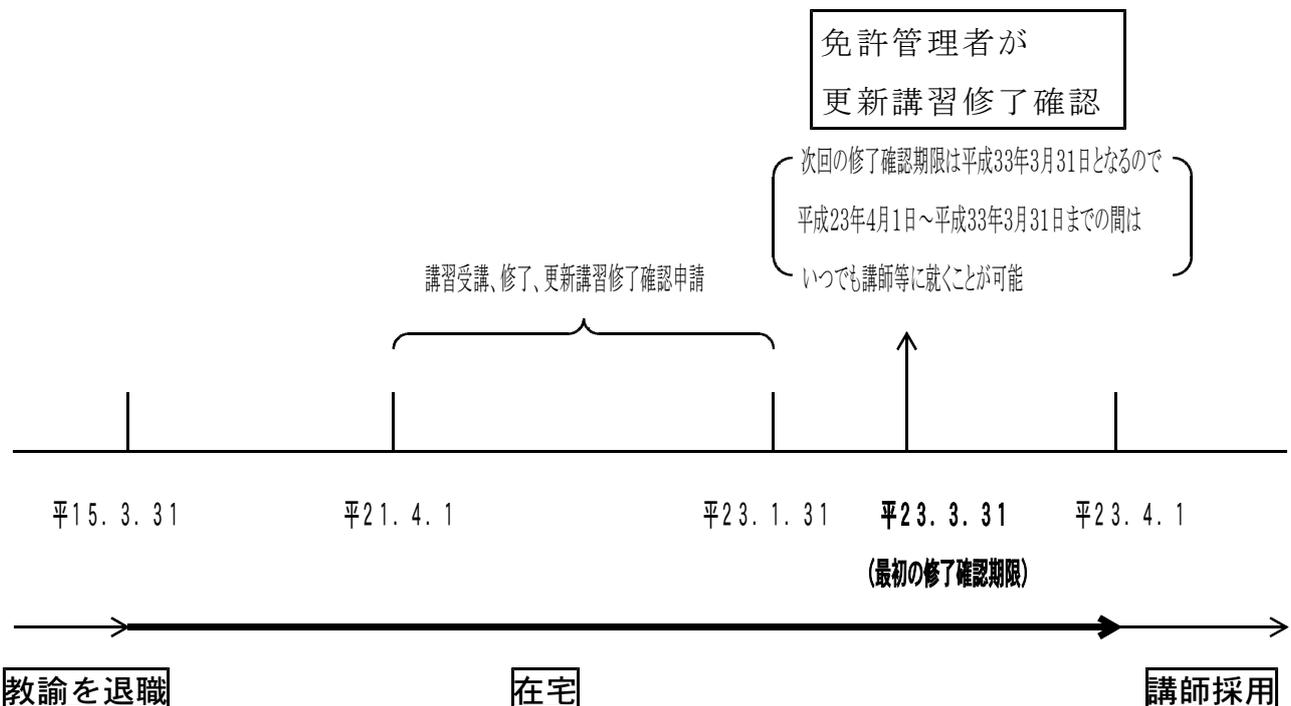
については、現職の教員ではないために各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講する義務は課されておらず、修了確認期限が経過しても、お持ちの免許状は失効しません。ただし、修了確認期限後に講師等に就こうとする場合は、それまでに免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

今後、講師等に就く意欲、予定等がある方は、免許状更新講習を受講することはできるため、修了確認期限の前又は後に免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続を行ってください。

- | | | |
|-----------------------------------|---|-----|
| ○ 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合 | → | 52頁 |
| ○ 各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合 | → | 53頁 |

(1) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合

- 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講し、免許管理者（現職教員でない場合は住所地が所在する都道府県の教育委員会）に更新講習修了確認申請を行うことができます。29頁をご覧ください、講習を受講・修了し、免許管理者に必要な手続きを行ってください。
- この際に、大学等に免許状更新講習の受講を申し込むにあたっては、免許状更新講習受講申込書とともに、過去に教諭、講師等として勤めていた方は勤務していた学校、学校を設置する教育委員会、学校法人等から在職証明を、非常勤講師リスト登録等をして新たに講師として任用、雇用される予定の方は教育委員会、学校法人等から任用、雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込んでください。
- 各自の修了確認期限前に免許状更新講習を受講等しようとする場合の例



(2) 各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合

- 現職教員でないために免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。
- ただし、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に講師として任用、雇用されることとなったときには、任用、雇用の日までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者（現職教員でない場合は住所地が所在する都道府県の教育委員会）から、免許状更新講習を修了した日から2年2ヶ月の期間内にあることについての確認を受けることが必要となります。
この場合の基本的な流れは以下をご覧ください。

最初の修了確認期限の確認

(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限

平成 年 月 日



～最初の修了確認期限が経過した後～



〈講師等に就くまでに行うことが必要なこと〉

【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。



【受講申込】

各自が各大学等に対して講習受講を申し込みます。

（その際に、過去に教諭等として勤めていた方は、勤務していた学校、学校を設置する教育委員会、学校法人等からの在職証明、新たに講師等として任用、雇用される予定の方は教育委員会、学校法人等からの任用、雇用予定の証明又は非常勤講師リスト登録証明等を得て、それを添付して大学等に受講を申し込みます。）



【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者(住所地が所在する各都道府県の教育委員会)に免許状更新講習を修了した後2年2ヶ月内にあることについての確認の申請をします。



【確認証明書の発行】

免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

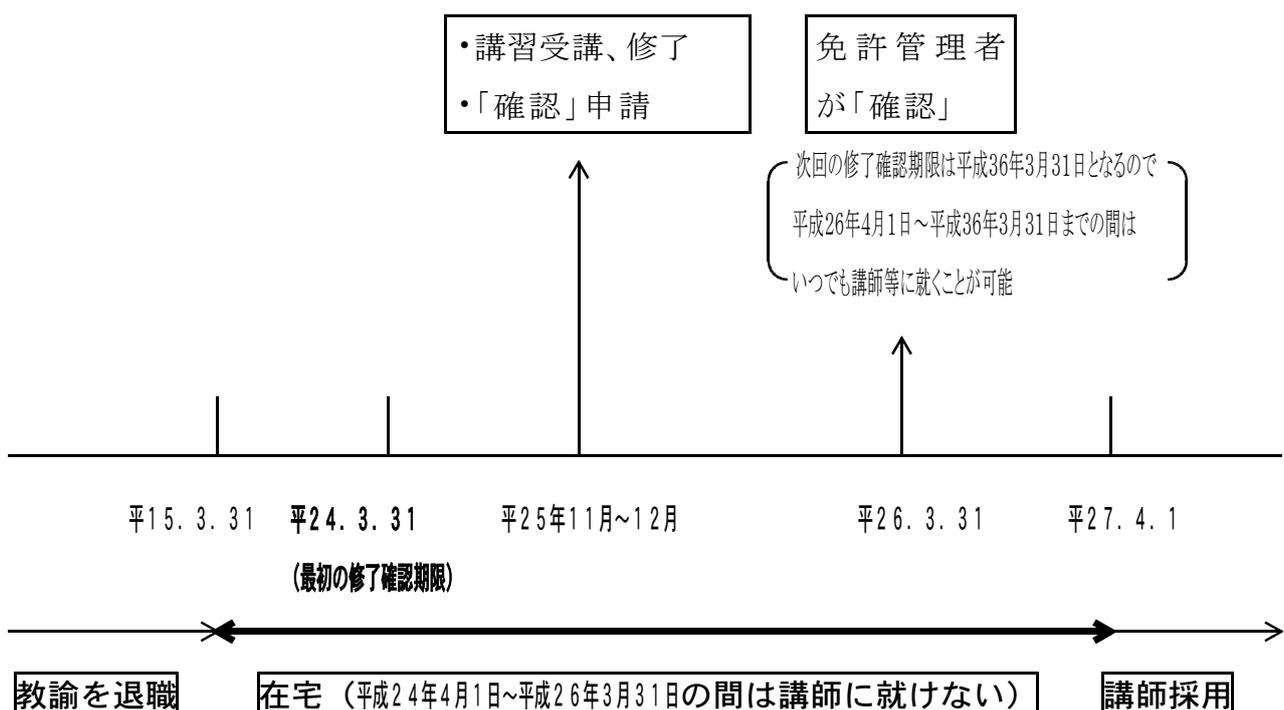


【次の修了確認期限】

教諭等に就くことができます。

確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っている全ての教員免許状が有効です。

○ 各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合の例



6. 職に応じた免許状更新講習の受講、申請手続の流れ (実習助手・寄宿舍指導員・学校栄養職員等の方)

現在、実習助手・寄宿舍指導員・学校栄養職員・養護職員の職にあり、平成21年3月31日までにいずれかの教員免許状(教諭の普通免許状又は特別免許状、養護教諭普通免許状、栄養教諭普通免許状が該当します。臨時免許状は除きます。)を授与された方々は、各自の修了確認期限までの2年2ヶ月前から2ヶ月前までの期間(免許状更新講習受講期間)に教諭等と同様に免許状更新講習を受講することはできるものの、修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了することの義務は課されていません。

このため、免許状更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限が過ぎてもお持ちの教員免許状が失効することはありません。

ただし、修了確認期限が過ぎた後にお持ちの教員免許状を活用して教諭等に就く場合には、それまでに免許状更新講習を受講・修了することが必要です。

このため、今後、教諭等に就く意欲、予定等がある方々は、各自で必要な取組を行ってください。

- | | | |
|-----------------------------------|---|-----|
| ○ 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合 | → | 56頁 |
| ○ 各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合 | → | 58頁 |

(1) 各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講等しようとする場合

各自の修了確認期限までに免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者(勤務する学校が所在する都道府県の教育委員会)に更新講習修了確認申請を行うことは可能とされています。

最初の修了確認期限の確認

(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限

平成 年 月 日



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までの2年間のうちに行うこと〉

【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。

→免許状更新講習受講期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日



【受講申込】

各自が各大学等に受講を申し込みます。

(受講申込の際に各学校長等から実習助手の職等にあることを証明してもらう必要があります。)



【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



〈各自の修了確認期限の2ヶ月前までに行うこと〉

【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者(勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会)に更新講習修了確認の申請をします。

→申請手続最終日

平成 年 月 日



【確認証明書の発行】

免許管理者が更新講習修了確認を行い、更新講習修了確認証明書を発行。



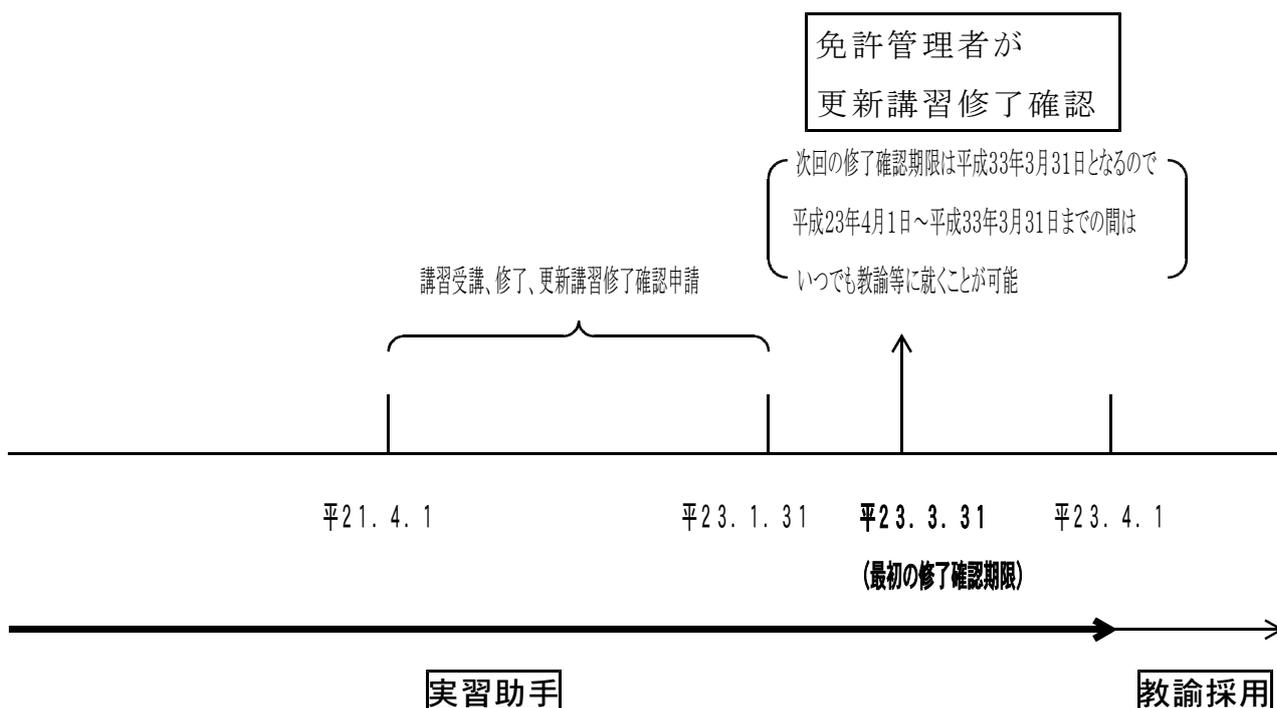
【次の修了確認期限】

次の修了確認期限(10年後)まで持っている全ての教員免許状が有効。

→次回の修了確認期限

平成 年 月 日

(例) 実習助手の職にある方が、修了確認期限直後に教諭となる場合



(2) 各自の修了確認期限以後に免許状更新講習を受講等しようとする場合

実習助手・寄宿舍指導員等の職にある場合、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても、持っている免許状が失効することはありません。

ただし、修了確認期限までに免許状更新講習の課程を受講・修了していない場合で、修了確認期限経過後に教諭等として就くこととなったときには、任命、雇用の日までに免許状更新講習を受講し、その課程を修了し、免許管理者から免許状更新講習の課程を修了した日が2年2ヶ月の期間内にあることについての「確認」を受けることが必要となります。

最初の修了確認期限の確認

(各自が必ず表1、表2をご確認ください)

※表1・表2は22頁・23頁に記載しています。

→最初の修了確認期限

平成 年 月 日



～最初の修了確認期限が経過～



〈教諭等に就くまでに行うことが必要なこと〉

【免許状更新講習の選択】

各自が文部科学省や大学のホームページ等を確認して受講したい免許状更新講習を選択。



【受講申込】

各自が各大学等に受講を申し込みます。

(受講申込の際に各学校長等から実習助手の職等にあることを証明してもらう必要があります。)



【免許状更新講習の受講】

大学等が開設する免許状更新講習を受講します。



【修了(履修)証明書の発行】

30時間以上の講習の課程を修了(課程の一部である場合は履修)した場合は各大学等から修了証明書(履修証明書)が発行されます。



【確認申請】

各自が修了証明書(30時間以上の履修証明書のセット)を添付し、免許管理者(勤務する学校が所在する各都道府県の教育委員会)に免許状更新講習の課程を修了した後2年2ヶ月内にあることについての「確認」の申請をします。



【確認証明書の発行】

免許管理者が確認を行い、確認の証明書を発行。

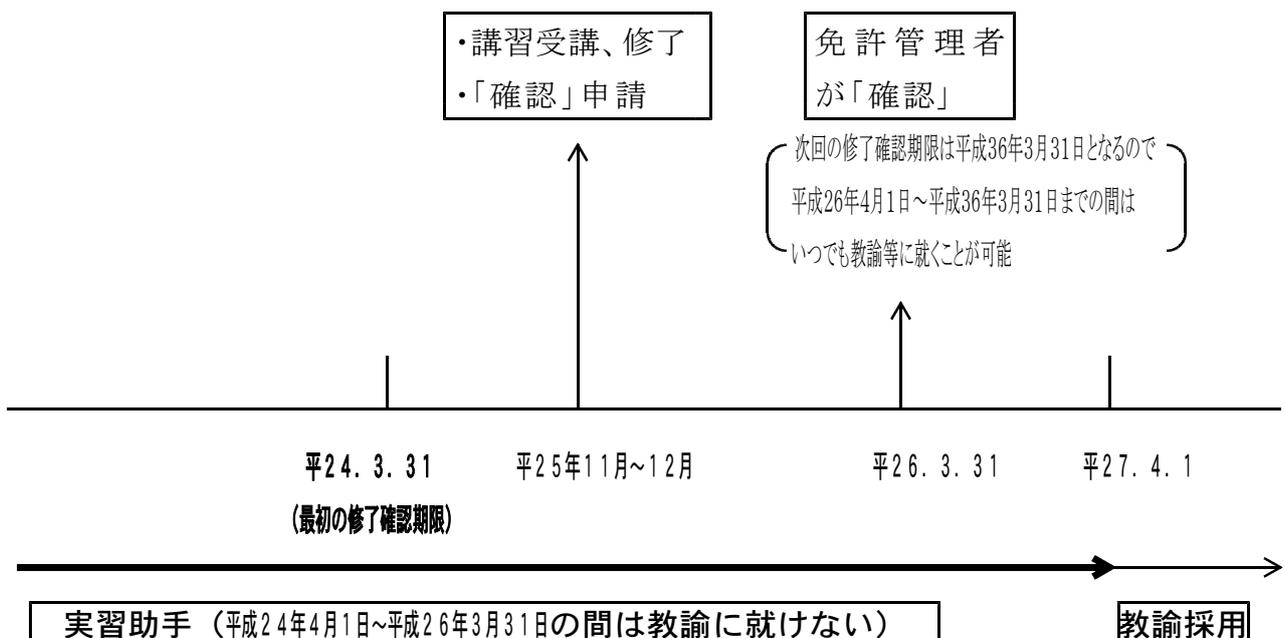


【次の修了確認期限】

教諭等に就くことができます。

確認を受けた日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで持っている全ての教員免許状が有効。

(例) 実習助手の職にある方が、修了確認期限後に教諭となる場合



よくあるご質問とお答え

問8 教員免許を持っている実習助手や学校栄養職員などは更新講習を受講できますか？同様に幼稚園教諭の免許を持っている保育所の保育士は更新講習を受講できますか？

(答)

実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員及び養護職員は、教員免許法上の教育職員(教員免許状所持が必要とされる教諭等の職員)ではありませんので、受講義務は課せられていません。しかし、それらのいずれもが、日頃の職務遂行に当たり、教諭等と連携しつつ幼児・児童・生徒の指導に日常的に関わること等に鑑み、教員免許状を持っている方についても希望すれば更新講習を受講することができます。

幼稚園教諭免許状を持っている保育士については、認定こども園において勤務する場合は幼稚園教諭免許状と保育士資格の両方を持つ必要が求められていることや、勤務する保育所の設置者が幼稚園も運営している場合には幼稚園に異動する可能性が高いことから、幼稚園教諭免許状を持っている方で、認定こども園で保育士として勤務している場合や、認可保育所で勤務する保育士、認可外保育施設の設置者が幼稚園も運営している場合は、更新講習の受講が認められます。

7. 免許状の効力と失効

【本項目でのポイント】

修了確認期限までに更新講習を受講・修了しなかった場合の扱いをご理解ください。

(1) 失効

① 旧免許状を持つ方で、更新講習の受講対象者に該当し受講義務がある場合

(2頁の枠囲み中の(2)に該当する方)

更新講習を受講・修了しないまま修了確認期限を過ぎた場合、免許状は失効することとなり、免許状を免許管理者に返納する必要があります。

ただし、修了確認期限が過ぎて、免許状が失効した場合でも、更新講習を受講・修了することによって、有効な免許状を再び取得することができます。

なお、旧免許状は失効した際に返納しているため、再授与される免許状は有効期間の定められた新免許状となります。

② 旧免許状を持つ方で、更新講習の受講対象者に該当するが受講義務がない場合

(3頁の②に該当する方)

この場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はありません。

ただし、その後、更新講習を受講・修了し、確認を受けなければ教員になることはできません。

③ 旧免許状を持つ方で、更新講習の受講対象者に該当しない場合

この場合は、更新講習を修了せずに修了確認期限を経過しても免許状は失効せず、免許状を免許管理者に返納する必要はありません。

ただし、その後、教員採用内定を得るなど、受講対象者になり、更新講習を受講・修了し、確認を受けなければ教員になることはできません。